



SINOTRANS JAPAN CO.,LTD.

3F NEW-NISHISHIMBASHI BLDG 2-11-6 NISHISHINBASHI MINATO-KU
TOKYO 105-0003 JAPAN
TEL:03-3595-6321FAX:03-3595-6320

2016年6月吉日

お客様各位

シノトランス ジャパン株式会社

国際海上輸出コンテナ総重量の確定制度に関し

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。毎々格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、提題に関し、本年2016年7月1日発効の SOLAS 条約改定に基づき、コンテナ総重量を確定させる方法が明確化されました。日本においても2016年7月1日以降に国際輸送を行うコンテナは、改定 SOLAS 条約並びに国土交通省が定めた制度に則って船積み前に船会社・船社代理ターミナルへコンテナの総重量情報を提出して頂く必要がございます。

本制度に伴う弊社運用方法について以下ご案内申し上げます。

尚、本制度の詳細は、以下国土交通省の HP に記載がございますガイドラインをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)

敬具

-記-

- ・ 確定コンテナ総重量の連絡方法は、現行の搬入票を船積み予定本船寄港ターミナルへ提出する事と致します。
- ・ 搬入票に記載された重量を確定コンテナ総重量とし、搬入票署名欄に記載された署名者を、総重量を確定した届出輸送人または登録確定事業者ないし、その代行者であると見做して取扱いをさせていただきます。
- ・ 搬入票の総重量、署名欄等必要事項に不備がある場合、また搬入票記載重量と実際の重量が著しくかけ離れていることが判明した場合には、船社及びターミナルから搬入票署名欄のご担当者もしくは、BOOKING を頂いたご担当者へご連絡し正確な重量の再提出をお願いさせていただきます。
- ・ CY CUT 日までに確定情報をご提出ください。搬入後の総重量訂正は、本船積み付けプランに重大な支障を来たす場合もございますので、場合によってはご予定本船へ船積み出来なくなることもあり得ます。必ず搬入票へは確定情報をご記載ください。またこれら理由により発生した費用に関してはお客様ご自身での負担とさせていただきます。
- ・ コンテナ重量確定を国土交通省ガイドラインの「方法2」(足し合わせて算出)にて行う場合、空コンテナの

重量 (TARE WEIGHT) は、コンテナドアに記載されているものをご利用ください。

上記の通り本年2016年7月1日以降の船積み分より等条約及び関係省令に則った対応をさせていただきます。
また、6月下旬の入出港船へ船積みを予定される場合は、本船遅延状況によっては重量確定を行って頂く必要がございますので本船スケジュールを注視頂きますようお願い致します。

以上